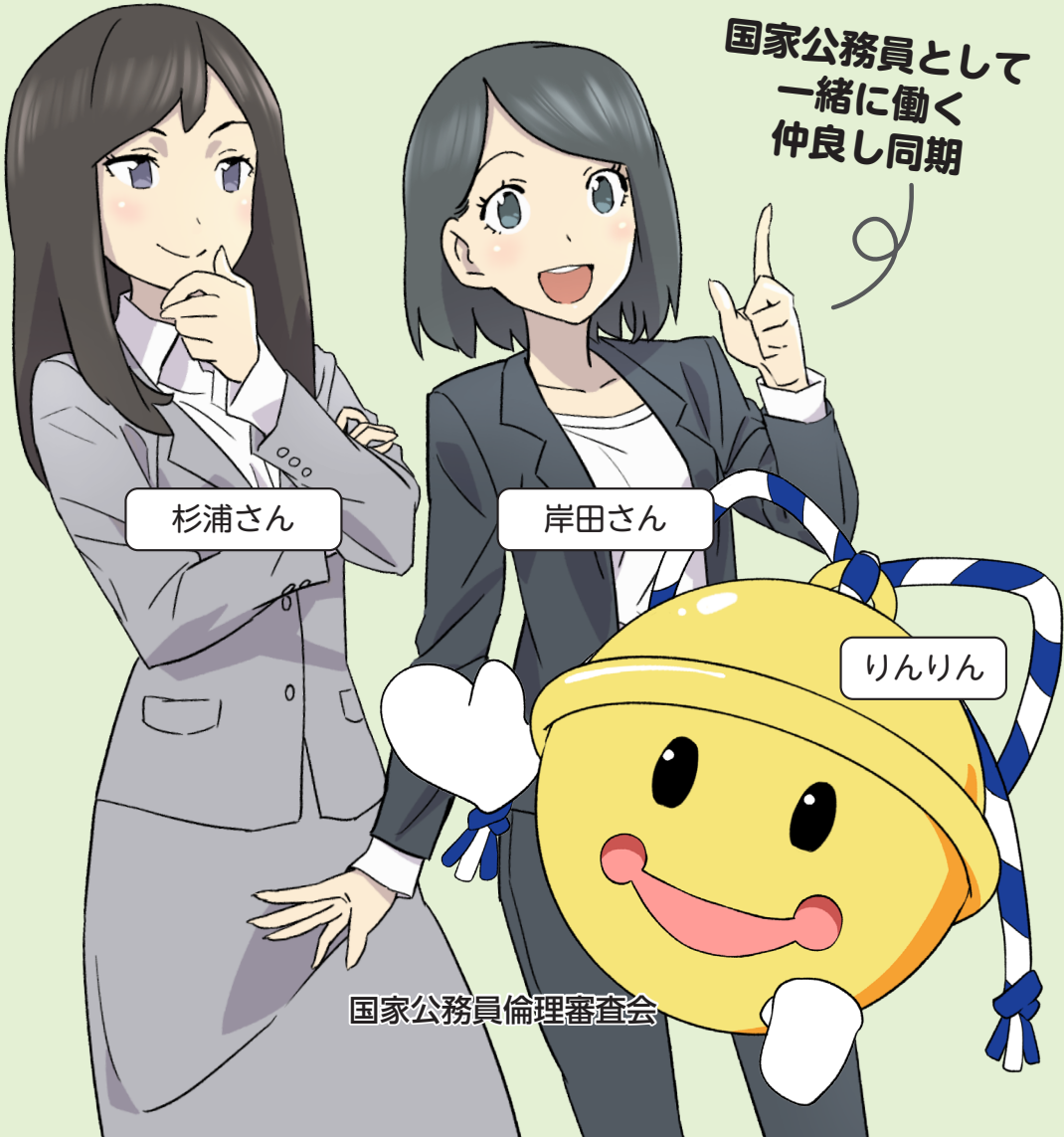


／マンガで学ぶ！／

公務員倫理

～事例編～



国家公務員として
一緒に働く
仲良し同期

杉浦さん

岸田さん

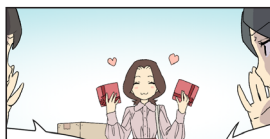
りんりん

国家公務員倫理審査会



CASE 1

仲のよい先輩 OB なら
おごってもらっても大丈夫？



CASE 2

バレンタインデーのチョコは
受け取ってもいい？



CASE 3

利害関係者との飲み会も
割り勘であれば大丈夫？



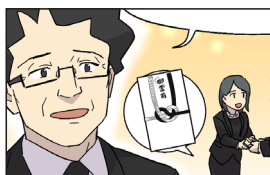
CASE 4

車の送迎を受けても大丈夫？



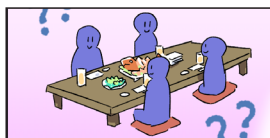
CASE 5

立入検査でお弁当やお茶を
提供されたら受け取ってもいい？



CASE 6

親族の葬儀で、利害関係者が
故人との関係で香典を
持参した場合は受け取ってもいい？



CASE 7

着座・座席指定なしのパーティーで
飲食物の提供を受けても大丈夫？



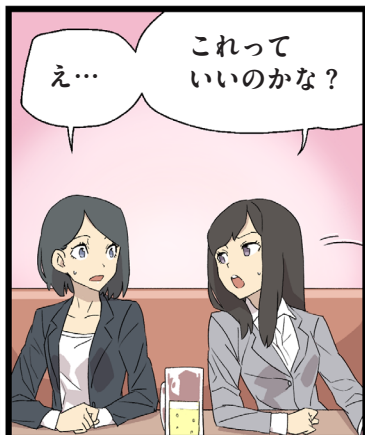
CASE 8

元同僚でも一緒に旅行してはダメ？



CASE1

仲のよい先輩 OB なら おごってもらっても大丈夫？



ANSWER

利害関係者から供応接待を受けてはいけません!

(倫理規程第3条第1項第6号)

どういう人が利害関係者になるの？



岸田さん



特定の事務の相手方となる事業者等又は個人が利害関係者になるよ(倫理規程第2条)

特定の事務とは(倫理規程第2条第1項)

- 許認可等(第1号)
- 補助金等の交付(第2号)
- 立入検査、監査又は監察(第3号)
- 不利益処分(第4号)
- 行政指導(第5号)
- 事業の発達、改善及び調整に関する事務(第6号)
- 契約(第7号)
- 予算、級別定数、定員の査定(第8号~第10号)



ただし、私的な関係がある場合は ①職務上の利害関係の状況 ②私的な関係の経緯及び現在の状況 ③行おうとする態様からして **国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合のみ**、供応接待を受けることが認められているけど、これはかなり限定的だね(倫理規程第4条第1項)

「私的な関係」
の例

OK

- ・学生時代からの友人
- ・趣味のサークル仲間

NG

- ・職場のOB
- ・仕事で知り合った相手
- ・職務上のカウンターパート

石山先輩はそもそも職場のOBだから、いくら仲が良くて「私的な関係」にはならないわね



杉浦さん



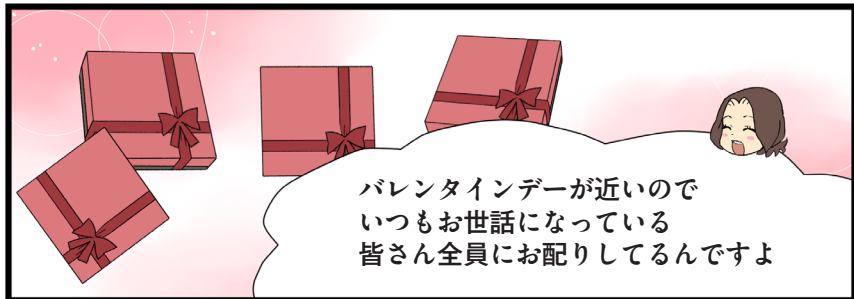
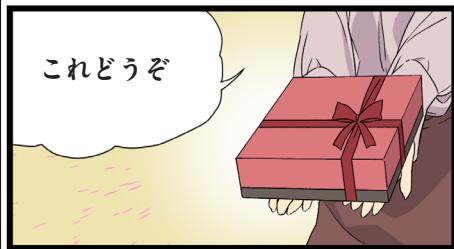
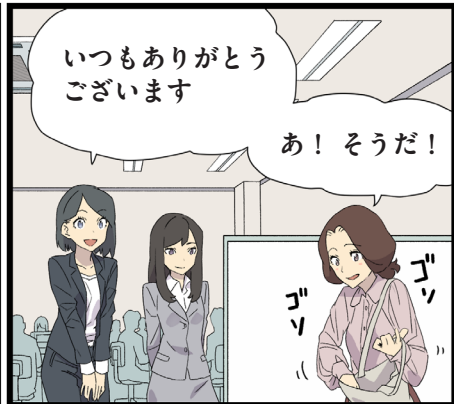
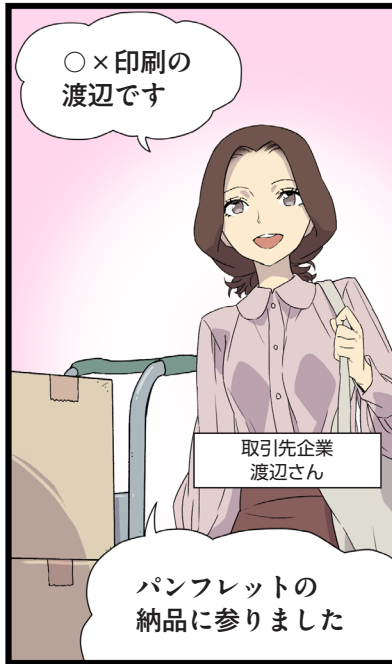
石山先輩は

- ・ **2人が所属する課が所管する業界の会社に勤めている**から利害関係者に該当するし、
- ・ **職場のOBであって私的な関係ではない**からきちんと明朗会計で割り勘にしようね!



CASE2

バレンタインデーのチョコは 受け取ってもいい？



ANSWER

利害関係者から物品や金銭を受け取っては いけません！(倫理規程第3条第1項第1号)



ただし広く一般に配布されている記念品・宣伝用物品は受け取っても大丈夫だよ!!(倫理規程第3条第2項第1号)

「広く一般に配布されている記念品・宣伝用物品」って具体的にどういうもの？



杉浦さん



① 国家公務員以外にも幅広く配布されているか
② 記念性(〇〇記念)や宣伝性があるか
がポイントだよ！具体的には、以下のような物品だよ！

受け取って
よい例



〇〇周年と書かれた
ボールペン



社名入りの
カレンダー



今回、渡辺さんは市販のチョコを渡しているから、ポイント②に該当するとは言いづらいね

そうすると今回渡辺さんが配っているチョコは受け取れないわね



岸田さん

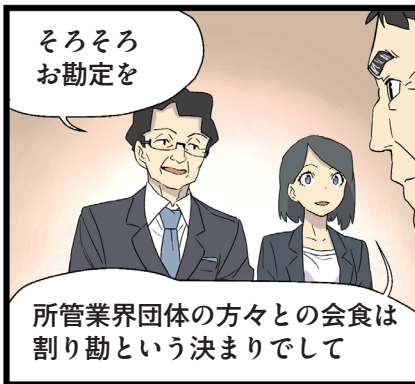
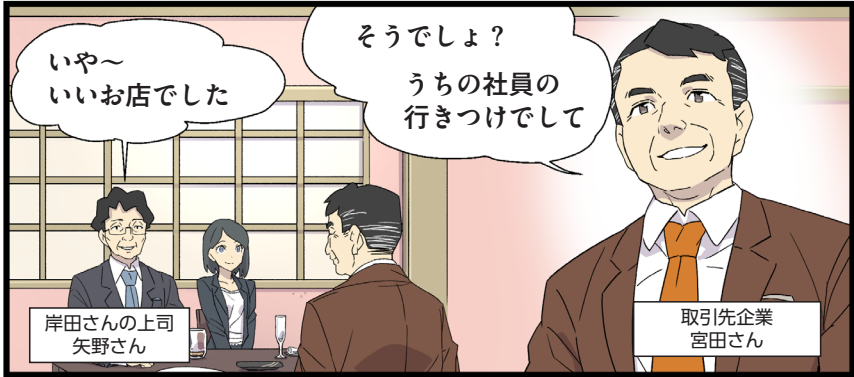


契約の相手方(利害関係者)から市販のチョコ(記念品・宣伝用物品ではない)を受領するのは、上記の例外には該当しないからダメなんだ

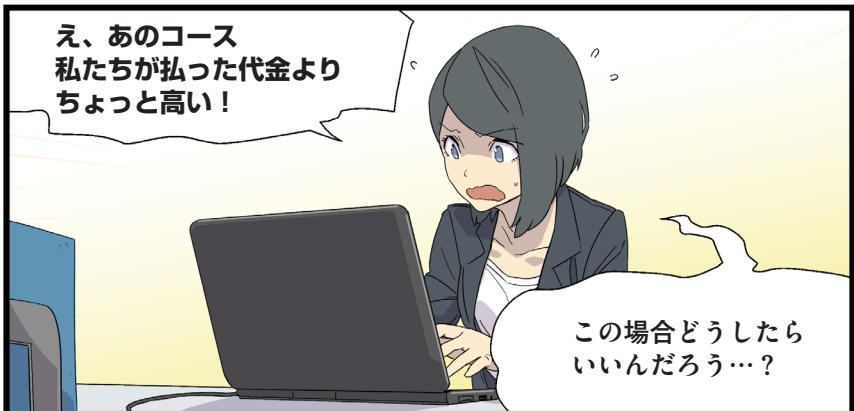


CASE3

利害関係者との飲み会も 割り勘であれば大丈夫？



—後日—



ANSWER

利害関係者との飲食であっても自己の費用を負担していれば大丈夫です！



しかし、今回のように費用を負担していても、負担額が不十分である場合は、差額分の供給接待を受けたことになってしまうよ

よかれと思って安くしたのがかえって違反になってしまうんですね

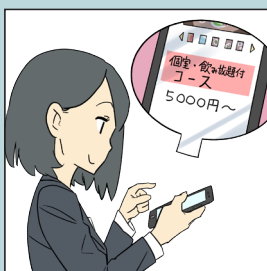


宮田さん

利害関係者と飲食を共にする際のアドバイス !!



必ず相手方に
割り勘とすることを
説明する



事前にあるいは
勘定の際に
実際の金額を確認



可能な限り
店の予約や会計を
先方任せにしない

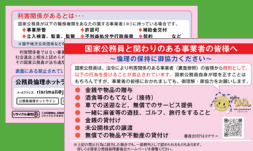


矢野さん

ちなみに20人程度以上が参加する立食パーティーの場合、自己の費用を負担しなくても参加が認められます（倫理規程第3条第2項第6号）



利害関係者に公務員側のルールを説明するのに便利なカードが、倫理審査会 HP からダウンロードできるよ！

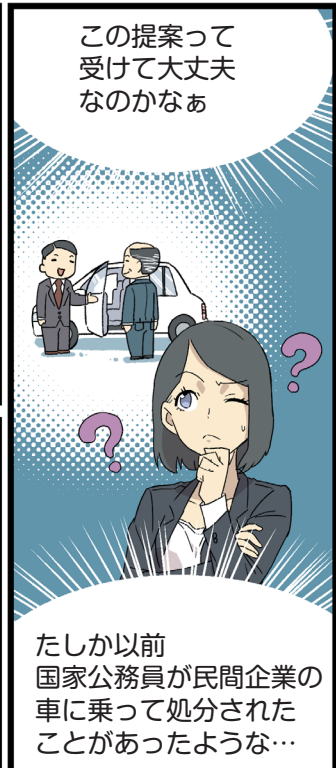


(名刺大)



CASE4

車の送迎を受けても大丈夫？



ANSWER

利害関係者から車で送迎を受けることは禁止されています！（倫理規程第3条第1項第4号）

ただし、以下の3つの要件を全て満たした場合は認められます！

- 職務により訪問していること
- 利害関係者が日常的に利用している自動車であること
- 提供される自動車の利用に相当性があること

（倫理規程第3条第2項第4号）

今回の場合

- 職務による視察であること
- 先方所有の社用車であること
- 公共交通機関が限られていること

だから条件は満たしているわね



岸田さん



ちなみに ...

職務として利害関係者を訪問した際に

- ・ **文房具や電話**
- ・ **お茶などの飲み物**

の提供を受けることは CASE 1 や CASE 2 で出てきた禁止行為（贈与や供応接待）には該当しないよ

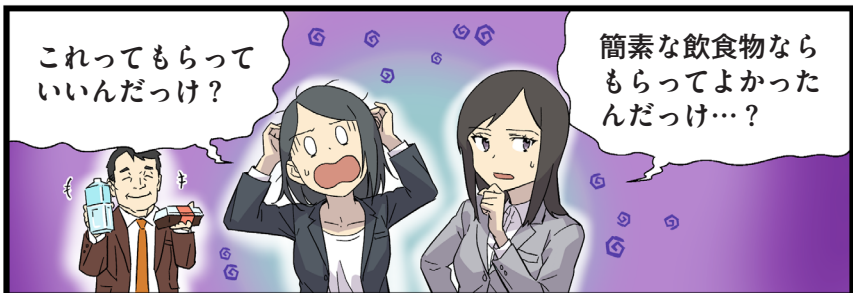
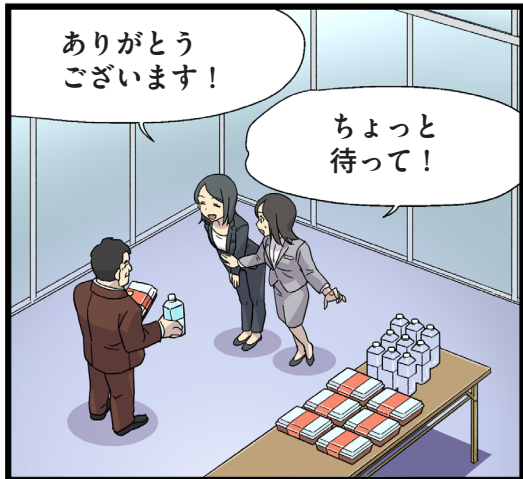
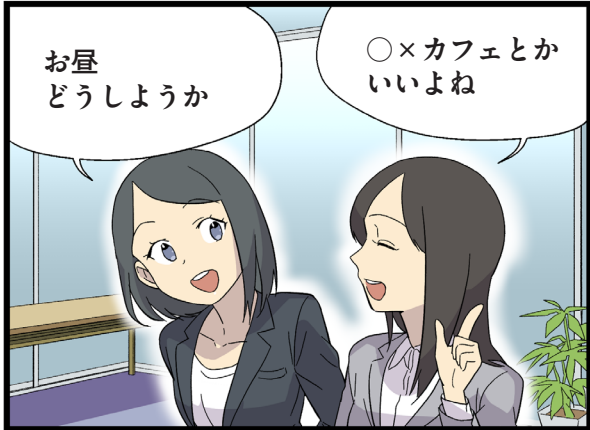


出張は色々なケースが想定されるから、行程や移動手段は事前にしっかりとチェックしよう！



CASE5

立入検査でお弁当やお茶を提供されたら受け取ってもいい？



ANSWER

立入検査では、ペットボトルのお茶はOK ですがお弁当の提供を受けてはいけません！

(倫理規程第3条第2項第5号及び同項第7号)

職務として出席した会議なら、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けてもよかったよね？

(倫理規程第3条第2項第7号)



岸田さん



たしかにそうだけど、立入検査や監査は「**会議**」には該当しないんだ！ だから、お弁当が「**簡素な飲食物**」だったとしても、立入検査や監査では受け取ってはダメなんだよ



ペットボトルのお茶は
もらってもよかったのかな？



杉浦さん



「**職務として出席した会議その他の会合**」では、利害関係者から茶菓の提供を受けることは認められているよ。立入検査は「**その他の会合**」には当たるから、ペットボトルのお茶は受け取っても大丈夫なんだ (倫理規程第3条第2項第5号)

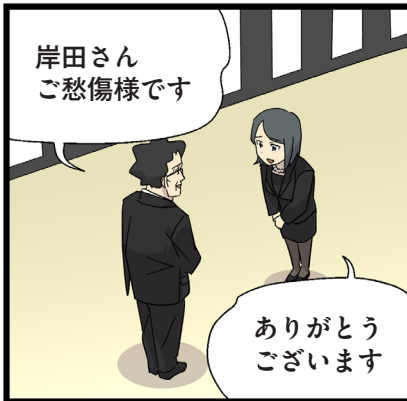
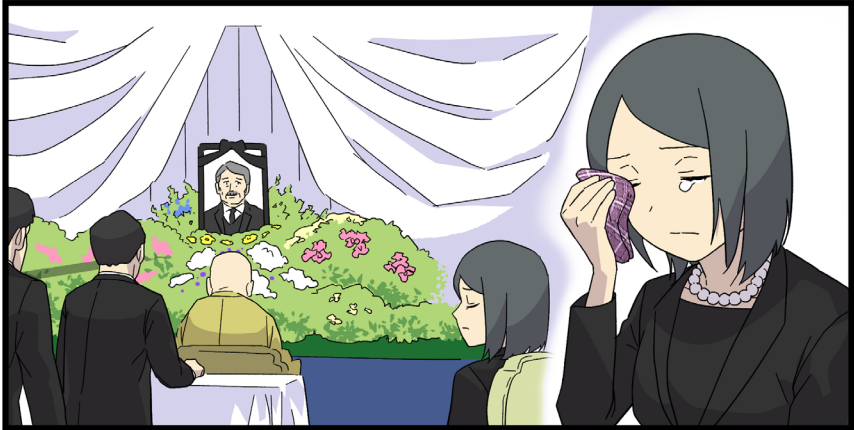


利害関係者から「**簡素な飲食物**」を受け取ってよいのは職務として出席した「**会議**」に限られるんだね！



CASE6

親族の葬儀で、利害関係者が故人との関係で香典を持参した場合は受け取ってもいい？



ANSWER

利害関係者が故人との関係で持参した香典は受け取っても大丈夫です！

(倫理規程第3条第1項第1号)

利害関係者から香典を受け取ることは禁止されているんだよね？

(倫理規程第3条第1項第1号)



岸田さん



そのとおり！でも今回は、亡くなったお父さんとの関係で持参した香典だったから受け取っても禁止行為には該当しないんだ！

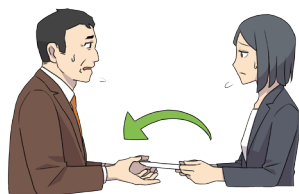
もし明らかに岸田さんとの関係で持参した香典だった場合はどうなるんだろう。今回は私が気づいていたからよかったけど、葬儀場で受付の人が誰に帰属した香典か確認するのは難しいですね



矢野さん



もし、利害関係者が職員との関係で香典を持参していたことをその場では確認できずに受け取ってしまった場合は、葬儀終了後、速やかに利害関係者に返却すれば金銭の贈与を受けたことにならないものとして取り扱うことができるんだ！

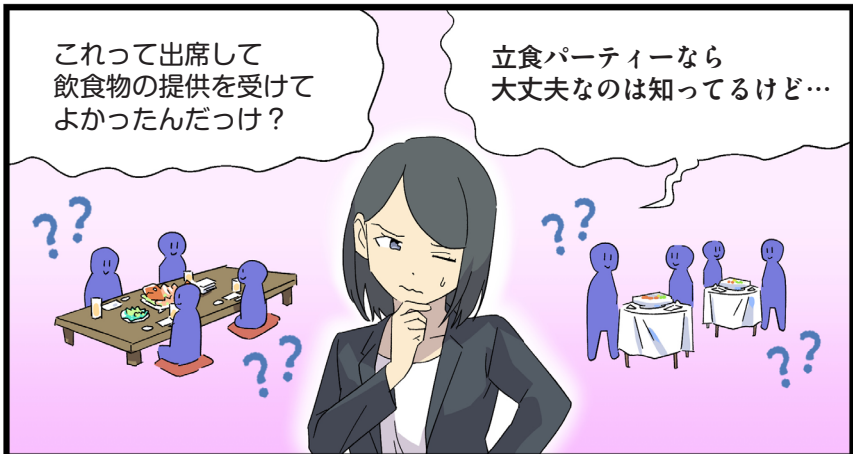
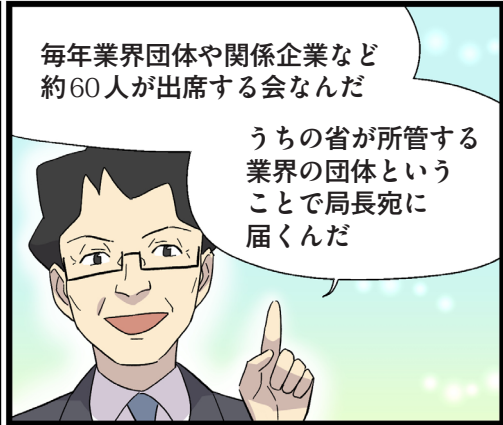


結婚式の祝儀についても、配偶者との関係で利害関係者が持参した祝儀は受け取っても大丈夫だよ！ ちなみに、利害関係者が〇×会社としてではなく、個人として持参した香典や祝儀なら、贈与等報告書の提出は不要だよ！



CASE7

着座・座席指定なしのパーティーで
飲食物の提供を受けても大丈夫？



ANSWER

50人程度以上※が出席する着座・座席指定なしのパーティーなら利害関係者から飲食物の提供を受けても大丈夫です！

(倫理規程第3条第2項第6号)



多数の者が出席する立食パーティーでは、利害関係者から飲食物の提供を受けることは認められているけど、50人程度以上※が出席する着座・座席指定なしのパーティーについても、立食パーティーに準ずるものとして利害関係者から飲食物の提供を受けることが認められているんだ！

着座・座席指定ありのパーティーだとどうなるの？



岸田さん



以下の要件を全て満たす場合は認められるよ！

- ① 50人程度以上※が出席するパーティーで、組織として、又は組織の代表として出席すること
- ② 祝賀会、総会、式典・大会後の懇親会など、当該パーティーが儀礼的なものであること
- ③ 出席者の属性が利害関係者と職員に限られず多様であること（例えば他の公的機関の関係者、利害関係者ではない民間事業者や報道関係者などの出席者がいるオープンな会合であること）
- ④ その費用負担について、国家公務員のみが利益を受けるものではないこと。また、無料である者の比率が著しく低いものではないこと（最低でも1割以上）
- ⑤ その価額が出席者の属性や会合の趣旨に照らして著しく高額なものではないこと



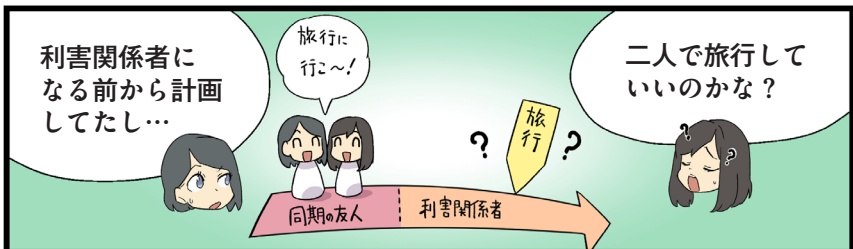
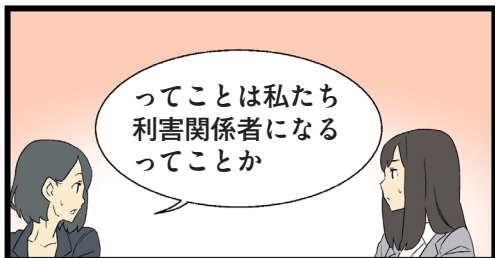
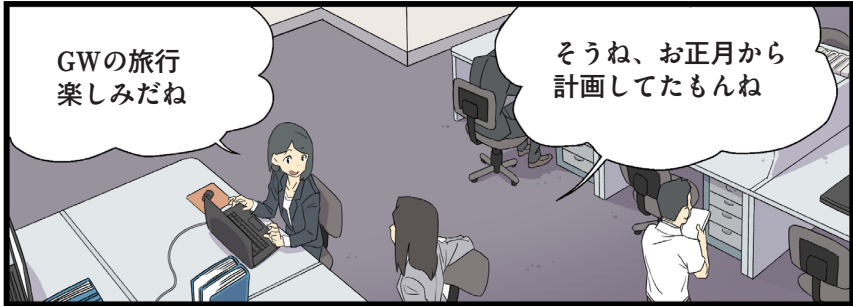
「立食パーティー」には直接該当しないようなものであっても、その態様から、職務の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くおそれが少ないと考えられて、立食パーティーに準じて認められる場合があるんだね！

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、20人程度以上で開催されるパーティーについても飲食物の提供を受けることが認められる場合があります。



CASE8

元同僚でも一緒に旅行してはダメ？



ANSWER

利害関係者と共に旅行してはいけません！

(倫理規程第3条第1項第8号)

まずは、利害関係者に該当するか確認！



たとえ地方公共団体であっても「補助金の交付の相手方」は利害関係者に該当するため、共に旅行はできません



ちなみに**遊技**や**ゴルフ**も旅行と同様に自己の費用を負担したとしても利害関係者と一緒にはいけないんだ
(倫理規程第3条第1項第7号)

でも今回の旅行は杉浦さんが**利害関係者になる前**から計画していたけど



岸田さん



たとえ利害関係者になる前に約束していた旅行でも、例外にはならないんだ

なぜ利害関係者と一緒に旅行してはいけないの？



杉浦さん



仮に職員が自己の費用を負担したとしても利害関係者との過度の付き合いとして**国民の疑惑や不信を招くおそれがあるので規制されている**ものだよ
なので国民の疑惑や不信を招くおそれのない公務出張などは例外的に認められているんだ